

住まい・暮らし

有効期間満了の水道メーターを交換します

皆さんが使用している水道メーターは、使用水量を適正かつ正確に計量するため、有効期間が定められています。有効期間が満了する水道メーターについて、次のとおり交換します。

水道メーターの交換は、本市の指定給水装置工事事業者証の写しを携行する市指定業者が、該当する方の自宅や施設を訪問して行いますので、皆さんのご協力をお願いします。

日程 下表のとおり

※都合により地域が一部変更になる場合もあります。

費用 無料。ただし、一部の修繕には自己負担が必要な場合があります。

●交換業者名

- (株)伊藤電設
- (有)上田幸設備
- 塩那エンジニアリング(株)
- (有)大田原設備メンテナンス
- 大橋総設工業(株)
- (有)金堀設備工業
- (株)唐橋工業
- (有)菊池設備工業
- 国井設備工業
- 桜井設備工業
- (株)三和電気工業所
- (株)綜和工業
- (有)大設
- 田代設備工業(有)
- (有)田積設備工事
- (株)塚本建設
- (有)野崎工業
- (有)富士設備工業
- (株)みずほ
- 丸木ポンプ工業企業組合
- (有)三幸設備
- (有)関屋設備
- ダイエー住宅設備
- 西崎工業
- (有)小畑水工所
- 永森設備工業
- 蜂巢設備
- (有)森嶋設備

期間	時間	実施地区
7月中旬 ～ 8月上旬	午前8時 ～ 午後5時	○大田原地区 口径20mm以上のメーター (奇数月検針分) ○黒羽地区 前田、堀之内、北野上、 北滝、両郷、寒井、須佐木、 須賀川

問い合わせ
水道課工務係
TEL (23) 8713



飼い主の皆さんへ 犬を正しく飼いましょ

犬を飼っている方は、「動物の保護及び管理に関する法律」、「栃木県動物の飼育及び保管に関する条例」および「狂犬病予防法」により、主に次の4点を遵守することが義務づけられています。犬を正しく飼うよう心がけてください。

○犬は常に係留(鎖など)でつなぐ、柵で囲うなど)しなければなりません。犬を散歩させるときにも、犬を鎖等で必ずつなぐでください。

犬を放す行為は絶対にしないでください。人に危害を加えなくても、農作物を荒らしたり、交通事故にあたりたりすることが考えられ、何か起きた場合は、飼い主の責任となります。

○散歩中のフンは必ず持ち帰りましょう。

一番多い苦情です。自分の敷地内にされたことを考えてください。その場に埋めるなどの行為も迷惑ですので、必ず持ち帰りましょう。

○犬の「鳴き声」が近所の迷惑にならないようにしましょう。

無駄吠えはストレスが原因となる場合がありますので、犬小屋周辺の清掃、適度な運動(散歩)を心がけましょう。

○生後91日以上の犬を飼うには「登録」と「狂犬病予防注射」が義務付けられています。現在、未登録で飼

っている方は、必ず登録をして、年1回の狂犬病予防注射を実施してください。

「鑑札」を装着しましょう

市役所などで保護する迷い犬のほとんどは、「鑑札」や「注射済票」が装着されてなく、飼い主の特定が出来ずに動物愛護センターに引き渡すこととなりますが、装着していれば、必ず飼い主のもとへ帰ることができ、処分されることはありません。「うちの犬は大丈夫」と思っているでも、逃げてしまつてからでは手遅れです。その際、首輪をしていても所有者が分からなければ野良犬と同じ扱いになってしまうので、鑑札は必ず装着するようにしてください。

また、首輪が抜けて、鎖などが切れて逃げてしまつてもありますので、外れないように日頃から十分注意してください。

平成20年度以前の大きなサイズの鑑札を新しい小さい鑑札に無料で交換することができますので、ご希望の方はお問い合わせください。



犬の鑑札

問い合わせ

生活環境課市民生活係
TEL (23) 8706

